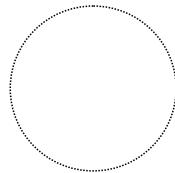


兒童扶養手當支給停止關係



(発生・消滅・変更) 届

令和 年 月 日

横浜市長

受給者 住所

氏名

電話番号

次のとおり児童扶養手当支給停止（発生・消滅・変更）について届け出ます。

証書番号		
① 支給停止事由発生（変更）	令和 年 月 日	
<p>イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。</p> <p>ロ 所得の高い人と婚姻した。</p> <p>ハ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童と養子縁組をした。</p> <p>ニ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童を養育しなくなった。</p> <p>ホ 法第9条の児童（孤児等）が死亡した。</p> <p>ヘ 養育している児童の全てが法第9条の児童（孤児等）に該当しなくなった。</p> <p>ト その他（ ）</p>		
扶養義務者又は 配偶者の氏名	扶養義務者又は 配偶者の個人番号	
② 支給停止事由消滅（変更）	令和 年 月 日	
<p>イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。</p> <p>ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。</p> <p>ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。</p> <p>ニ 所得の高い配偶者が死亡した。</p> <p>ホ 法第9条の児童（孤児等）を養育するようになった。</p> <p>ヘ 養育している児童が法第9条の児童（孤児等）に該当するようになった。</p> <p>ト その他（ ）</p>		
備 考	ひとり親医療費	
	児 童 手 当	
	担当者氏名	

注意

1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んで下さい。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が父又は母の場合には、父又は母と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）が生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからへまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) への「該当しなくなった」とは
 - ①児童があなた以外の人の養子となった
 - ②生死不明の父又は母が生存していることがわかった
 - ③父又は母の拘禁が終了した
 - ④児童の父又は母が明らかになった等の場合をいいます。
- (5) 監護又は養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます）には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護又は養育している児童の数がいなくなるなど資格がなくなる場合には、併せて児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- (1) 手当が全額支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んで下さい。
- (2) 監護又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ又はロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類、扶養されるようになった（又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ又はニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類、世帯全員の住民票の写し
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯全員の住民票の写し
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証明する書類
- (6) ①の欄のヘ又はト、②の欄のヘ又はトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届についてわからないことがありましたら、こども青少年局こども家庭課又は区役所こども家庭支援課に聞いてください